

# ◆◆◇◆◆よくある質問◆◆◇◆◆

## (Q1) 新型コロナウイルス感染症等について「労務に服することができない期間」かどうかは、どのように判断すればよいか？

今般の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安として、

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

のいずれかに該当する場合に「帰国者・接触者相談センター」等に相談する旨が示されています。

（なお、これらに該当しない場合の相談も可能とされています。）

その上で、当該者が医療機関において、被保険者が提出する申請書（医療機関記入用）に必要事項を記載いただくことを想定しています。

ただし、発症後直ちに医療機関を受診しない場合も発熱などの症状があり、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが疑われるため被保険者が自宅療養を行っていた期間は、療養のため労務に服することができなかった期間に該当します。

なお、当該者が帰国者・接触者外来を受診しないまま体調が改善した場合等には、被保険者が支給申請書にその旨を記載するとともに、当該申請書の記載内容（休養期間等）を事業主が確認し、事業主で把握している労務不能の期間等の情報と照らして相違がないことを、当該申請書の中で事業主にも証明していただくこと等により、保険者において労務不能と認められる場合には、傷病手当金の支給に該当します。

また、結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合についても、取扱いは同様です。

## (Q2) 申請から給付までの流れ、また申請書のひな型はあるのか？

傷病手当金の申請方法としては、申請書を窓口へ提出していただくか、または郵送により提出していただきます。

申請書は、嘉手納町ホームページへ掲載しています。（窓口での受領も可能です。）

申請書をダウンロード（受領）し、傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）に①申請書（被保険者記入用）、②申請書（事業主記入用）、③申請書（医療機関記入用）を添付して提出してください。

提出頂けましたら文書を受領し内容を審査します。（審査を行い、追加の書類提出を求める場合があります。ご了承ください。）次に審査後支給決定し、指定された口座へ傷病手当金を振込みます。

### **(Q 3) 労務に服することができなくなった日とはいつからいつまでか？**

基本的には、医療機関において労務不能と認められた日付（申請書（医療機関記入用）の「労務不能と認めた期間」）で判断するものとします。ただし、本人が体調不良等により帰国者・接触者外来を受診できなかった場合など個々の事情によっては、事業主による証明や、レセプト情報等をもとに、個別に判定いたします。

### **(Q 4) 傷病手当金の「支給を始めた（始める）日」とは具体的にいつか？**

傷病手当金の「支給を始めた（始める）日」とは、労務に服することができなくなった期間のうち、傷病手当金の支給日数の算定根拠となる最初の日を指すものであり、原則として、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目以降で勤務を予定していた日）を指しています。

### **(Q 5) 「労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日」は3日間「連続」しない場合、待期期間として成立しないのか？また、待期期間中の有給、無給は問われるか？**

健康保険と同様、3日間連続することが必要です。待期期間は、労務に服する予定だったが、労務に服することができなくなった日から起算され、当該日以降に労務に服することができない日が3日連続して初めて完成します。また、待期期間中の有給、無給は問いません。

### **(Q 6) PCR検査の結果が陰性であったものの、発熱や咳などの風邪の症状が続いており、感染の疑いが完全に否定できない方が労務に服さなかった場合についても、傷病手当金の支給対象となるのか？**

今般の傷病手当金の緊急的・特例的な支給は、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大をできる限り防止するため、労働者が休みやすい環境を整備することを目的としたものです。こうした観点から、一度のPCR検査の結果が陰性であっても、発熱や咳などの風邪症状が続いているなど、感染が疑われる場合には支給対象となります。

### **(Q 7) 感染の疑いがない者が、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合についても傷病手当金の支給対象となるのか？**

傷病手当金は、「療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、感染の疑いがないものの、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合は、傷病手当金の支給対象となりません。

### **(Q 8) 無症状の濃厚接触者も傷病手当金の支給対象となるのか？**

傷病手当金は「療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、無症状の濃厚接触者については、傷病手当金の支給対象となりません。

### (Q9) 直近の継続した3月間の給与等の収入の把握方法は？

事業主において、申請書（事業主記入用）に、給与等の支払額の記載（証明）が必要です。なお、直近3か月間において複数の事業所に勤務していた者が、それぞれの事業主での就労ごとに手当を申請する場合には、各事業主において申請書を作成していただく必要があります。

### (Q10) 直近の3月における就業日が一切ない者は傷病手当金の支給対象になるか？

直近の3月における就業日が一切ない者に係る傷病手当金の日額は0円となるので、傷病手当金の支給対象にはなりません。

### (Q11) 傷病手当金の支給期間中に被保険者が保険者を異動した場合、当該支給は継続されるのか？

傷病手当金の支給期間中に保険者異動があった場合には、新たに加入した保険者において傷病手当金の額を再度算定し、支給を始めることとなります。この場合、新たに加入した保険者からの支給に当たって、同一の傷病につき再度待機期間を設ける必要はないが、新保険者から旧保険者に必要に応じ確認等を行うことが必要です。（退職に伴う保険者異動の場合には、退職日以降の勤務を予定する日が無くなるため、傷病手当金の支給は継続されません。）

### (Q12) 個人事業主の家族で、青色事業専従者及び白色事業専従者の給与の支払いを受けている者も傷病手当金の支給対象となるのか？

所得税法第28条第1項に規定する給与等の支払いを受けている者に青色事業専従者及び白色事業専従者も含まれるため、青色事業専従者及び白色事業専従者も傷病手当金の対象者に含まれます。（その場合、青色事業専従者及び白色事業専従者として給与の支払いを受けていることが確認できる「確定申告書の写し」「事業専従者給与に関する届出書」等の添付が必要となります。）

### (Q13) 傷病手当金の支給申請前に死亡した者について、その相続人が申請することは可能か？

1 就業日当たりの給与収入及び労務に服することができない期間等を適切に証明できる場合には、相続人からの申請を受け付けることができます。（その場合、被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」または「住民票」の添付が必要となります。）

### (Q14) 今後適用期間の延長はあり得るのか？

適用期間は令和2年1月1日～9月30日としていますが、国内の感染状況等を注視していきます。

### (Q15) 傷病手当金の請求権の消滅時効の起算点はいつか？

傷病手当金の請求権の消滅時効については、客観的起算点から進行することとされており、具体的には、労務不能であった日ごとにその翌日から起算され、その消滅時効の期間は2年とされています。